

回答様式

契約件名	東北自動車道 矢板北PAトイレ増築工事
------	---------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	共通仮設	<p>作業場所近くまで、工事車両を寄せることができないため、揚重機でないと資材等を作業場所に運べません。</p> <p>他に、工事エリアの敷き鉄板、プラシキ等の外部養生、駐車場規制材が必要です。</p> <p>上記内容は、施設工事積算基準（建築工事編）令和3年度版（P8.3.(2)）共通仮設費率に揚重機械器具、外部養生費、規制材の記載がないので、別途積上げにより算定して加算する考えでよろしいでしょうか。</p> <p>また、それぞれ計上する際、使用日数、数量、種類等の詳細をご教示願います。</p>	<p>駐車場内規制の規制材費用は、特記仕様書 1-29-17 に記載のとおりです。</p> <p>揚重機械器具費、外部養生費は、必要に応じて共通仮設費として計上してください。</p>
2	特記仕様書 1-14-2 A-56,139	<p>図面に、交通誘導員は2名以上配置等とご指示があります。また、特記には、交通誘導員に要する費用については、監督員と受注者との協議で定めるものとする記載がありますが、交通誘導員に係った費用は、契約変更（増）として、考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>図面 A-56 及び A-139 に記載のある『交通誘導員』は、特記仕様書 1-29-17 に記載のとおりです。</p> <p>『交通誘導警備員』は、特記仕様書 1-14-2 に記載のとおりです。</p>